

高山市地域買い物支援事業補助金

手続きのご案内



高山市 市民福祉部 高年介護課

1. 補助事業の目的

高齢化や核家族化、身近な店舗の減少などにより、食料品等の買い物に不安を抱いている方が増加していることから、自宅付近で日常生活に必要な食料品等の買い物ができるよう事業者等が市内で行う移動スーパーの実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

特に、スーパーから遠い地域の方々が毎日の買い物に困っていることから、中心部から遠い地域で運行されている移動スーパーには運営費も支援します。

2. 補助金の内容や手続きの仕方

(1)自動車調達事業補助金

移動スーパーに使用する自動車を用意する費用の補助です。

①対象事業者	P 3
②交付の条件	P 3
③補助事業の対象経費と補助金額	P 4
④交付申請などの手続き	P 4
⑤書類の記載例等	P 6

(2)移動スーパー運営事業補助金

スーパーから離れた地域で移動スーパーを運行する費用の補助です。

①対象事業者	P 10
②交付の条件	P 10
③補助事業の対象経費と補助金額	P 11
移動費用の補助単価	P 12
④交付申請などの手続き	P 13
⑤書類の記載例等	P 14

(3)共通

請求書の作成例	P 18
高齢者等見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書の記載例	P 19
その他	P 20

3. 様式データの掲載

高山市ホームページ - 暮らしの情報 - 助成・補助制度 - 福祉



4. 問い合わせ先

高山市 市民福祉部 高年介護課 高齢者支援係
住所 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
電話 0577-57-5200(DI)
FAX 0577-35-3165
Mail kounenkaigo@city.takayama.lg.jp

(1)自動車調達事業補助金

移動スーパーの実施に係る自動車の調達であって、自動車を新たに購入する事業、所有する自らの自動車を改造する事業又は自動車を新たに借り上げる事業です。

①対象事業者(全てを満たす必要があります)

- ア 市内に事業所を有する法人又は個人事業主(事業開始予定の者を含む。)
- イ 市内で週1回以上定期的に移動スーパーを実施する者
- ウ 申請の日の属する年度の初日から起算して5年以上移動スーパーを実施する予定の者
- エ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の関係法令を遵守する者
- オ 市税の滞納がない者
- カ 高山市暴力団排除条例(平成24年高山市条例第2号)に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

②交付の条件

- ア 申請の日の属する年度の初日から起算して、移動スーパーを継続して5年以上実施してください。ただし、自動車調達事業補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (ア) 天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、やむを得ず事業の中断又は廃止をする場合
 - (イ) 事業の従事者の傷病等により、やむを得ず事業の中断又は廃止をする場合
 - (ウ) その他市長が特に認めた場合
- イ 移動スーパーの運行回数、状況等に関する高山市地域買い物支援事業実施状況報告書(別記様式第8号)を交付すべき額が確定した日の属する年度から5年間継続して毎年度末に市長に提出してください。

ただし、移動スーパー運営事業補助金の対象事業者であって、同一の年度において、第6条第2号に定める移動スーパー月間運行実績調書(別記様式第4号)を事業開始時又は年度当初から年度末までの月数分提出する場合は、提出を省略することができます。
- ウ 高山市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱(平成31年2月14日決裁)第2条第2号に規定する協力事業者に登録してください。

③補助事業の対象経費と補助金額

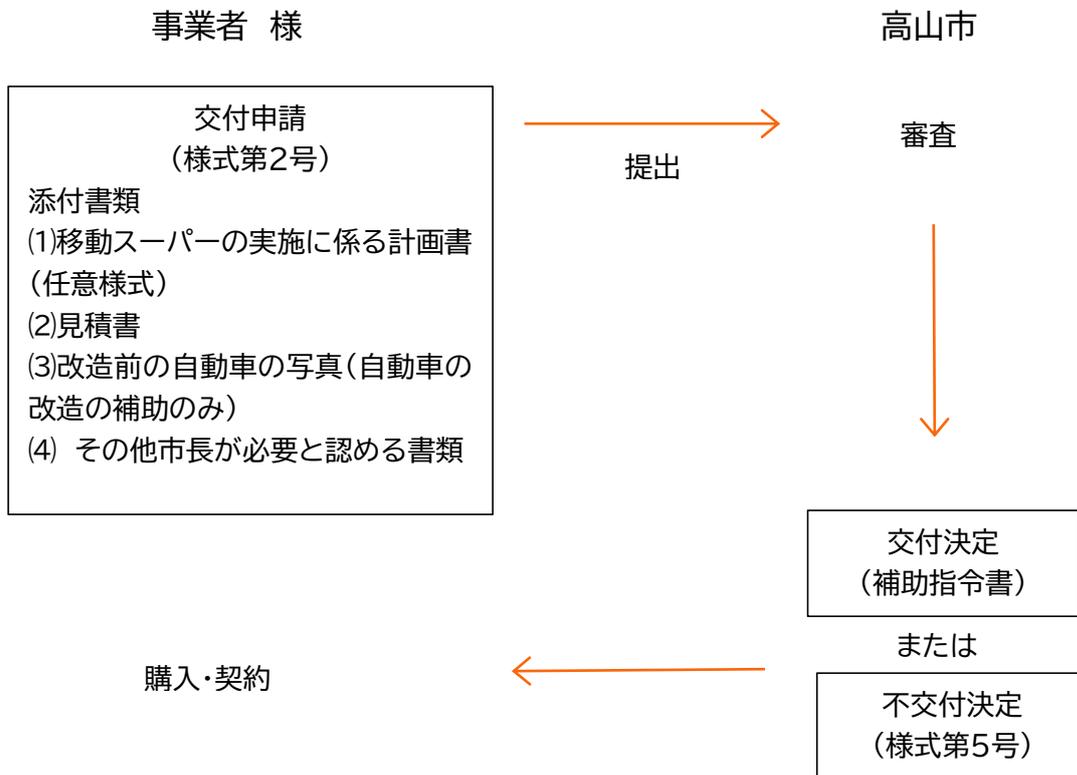
事業区分	補助対象経費	補助金額
1) 自動車の購入及び改造	移動スーパーの実施に必要な自動車の購入及び改造(移動スーパーの実施に必要なものに限る。)に要する費用。 ただし、自動車検査に係る法定費用(自動車重量税、自賠責保険料、登録・検査手数料等)を除きます。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、車両1台当たり200万円を限度とします。
2) 自動車の借上げ	自動車の借上げに係る費用。 ただし、この要綱が施行する際、現に借り上げている自動車及び借上げの開始の日から起算して5年を経過している自動車については、補助金の対象としません。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、1年度につき、1契約における車両1台当たり40万円を限度とします。

注1) 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

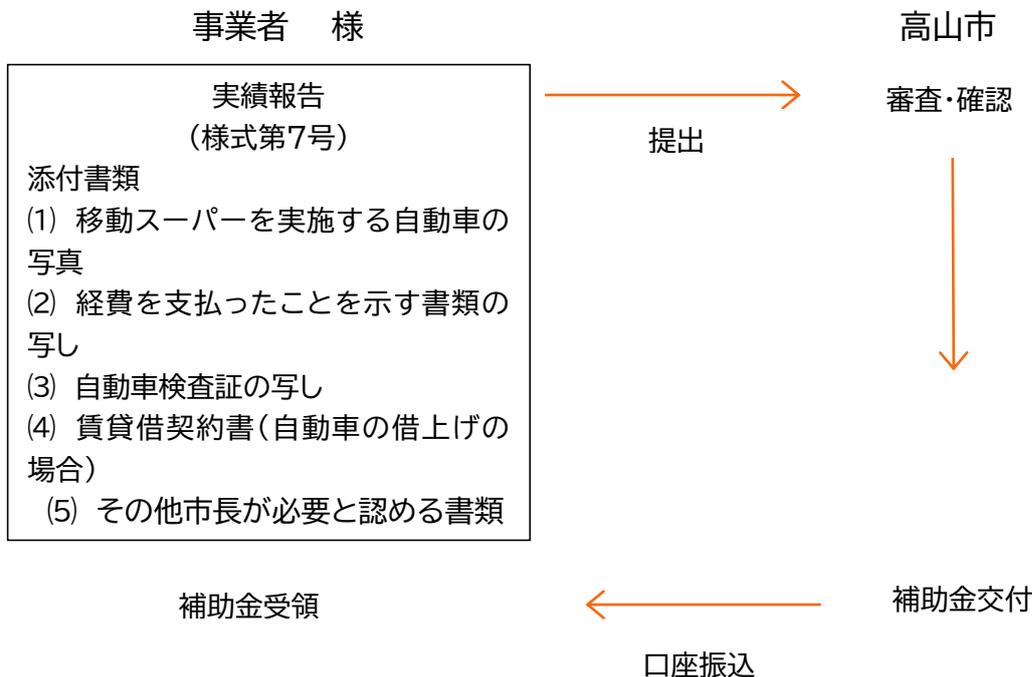
注2) 他の補助金の交付を受ける場合の補助対象経費は、この補助金の補助対象経費にはできません。

④交付申請などの手続き

- 購入やリース契約をする前に申請が必要です



●納品及び支払い完了後に報告をお願いします



●5年間は毎年度末(3月末)に実施状況の報告をお願いします
 ※年間を通して移動スーパー運営補助金の交付を受ける場合は提出不要です



●その他

- ・交付決定を受けたあと、事業の内容を変更または中止する場合は、変更・中止申請書(別記様式第8号)のご提出をお願いいたします。
- ・希望される場合は概算払いをすることができます。

●財産の管理及び処分の制限があります

補助金の交付を受けて取得などした価格が50万円以上の車両等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。

⑤書類の記載例等

交付申請書の記載例

別記様式第2号（第6条関係）

令和6年4月26日

（あて先）高山市長

所在地 高山市〇〇町2丁目18番地
事業者名 移動スーパー たかやま
代表者名 高山 広市

高山市地域買い物支援事業補助金交付申請書（自動車調達事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、この申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 交付申請額 金 2,000,000 円
- 2 事業内容 移動スーパーの実施に必要な自動車の購入
- 3 添付書類
 - (1) 移動スーパーの実施に係る計画書
 - (2) 自動車調達事業に係る見積書
 - (3) 改造前の自動車の写真（自動車の改造の補助のみ）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

移動スーパーの実施に係る計画書

1. 事業者の概要

移動スーパーの商号		移動スーパー たかやま2号
事業開始(予定)年月日		令和7年3月1日
従事者数		2人
仕入先店舗	店舗名	高山市公設卸売市場/市内スーパー
	所在地	高山市問屋町6番地/高山市内
事業に供する自動車	車種	スズキ キャリイトラック
	年式	-
	登録番号	-
連絡先	担当者名	高山 広市
	電話番号	090-1234-1234

2. 運行概要

- (1) 運行期間 令和7年3月から(通年)
- (2) 販売する食料品等の内容 食肉、魚介類、野菜果実、惣菜、飲料、日常生活用品等
約300点
- (3) 運行内容

曜日	運行時間	巡回先(地区名)	巡回箇所数
月	10:00~16:00	一之宮町 久々野町山梨、大西、小屋名、柳島、久須母	35件
火	10:00~16:00	丹生川町下保、細越、桐山、大萱	30件
水	10:00~16:00	新宮町、八日町、下之切町、下林町、山田町、赤保木町、下岡本町、上岡本町	45件
木	10:00~16:00	高根町中洞、中之宿、下之向、大古井、上ヶ洞	20件
金	10:00~16:00	岩井町、滝町、塩屋町、大島町、漆垣内町、大洞町、漆垣内町	35件

*巡回地域の参考となる地図等を添付してください

3. 予算書

- (1) 収入 (単位:円)

区分	予算額	備考
市補助金	2,000,000	
自己資金	1,900,000	
合計	3,900,000	

- (2) 支出 (単位:円)

費目	予算額	備考
車両購入費	3,900,000	法定費用を除く対象経費3,300,000円
合計	3,900,000	

別記様式第7号（第9条関係）

令和7年2月15日

（あて先）高山市長

所在地	高山市〇〇町2丁目18番地
事業者名	移動スーパー たかやま
代表者名	高山 広市

高山市地域買い物支援事業補助金実績報告書（自動車調達事業補助金）

令和6年〇〇月〇〇日付け市高第〇〇〇号で交付決定のあった事業について、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 事業内容 | 移動スーパーの実施に必要な自動車の購入 |
| 2 補助金交付決定額 | 2,000,000円 |
| 3 補助対象経費の実支出額 | 3,300,000円 |
- 4 添付書類
- (1) 移動スーパーを実施する自動車の写真
 - (2) 経費を支払ったことを示す書類の写し
 - (3) 自動車検査証の写し
 - (4) 賃貸借契約書（自動車の借上げの場合）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

令和8年3月31日

（あて先）高山市長

所在地 高山市〇〇町2丁目18番地
 請求者 事業者名 移動スーパー たかやま
 代表者名 高山 広市

高山市地域買い物支援事業実施状況報告書（自動車調達事業補助金）

令和6年〇〇月〇〇日付け市福第〇〇〇号で交付決定を受けた高山市地域買い物支援事業補助金について、高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1. 移動スーパーの実施状況

実施年月	実施日数	実巡回箇所数	巡回した地区、曜日、時間帯等
令和7年 4月	21日	165	月曜 一之宮町
令和7年 5月	21日	164	久々野町山梨、大西、小屋名、柳島、 久須母
令和7年 6月	20日	165	火曜
令和7年 7月	22日	161	丹生川町下保、細越、桐山、大萱
令和7年 8月	19日	161	水曜
令和7年 9月	20日	165	新宮町、八日町、下之切町、下林町、 山田町、赤保木町、下岡本町、上岡 本町
令和7年10月	22日	167	木曜
令和7年11月	20日	168	高根町中洞、中之宿、下之向、大古井、 上ヶ洞
令和7年12月	20日	165	金曜
令和8年 1月	19日	164	岩井町、滝町、塩屋町、大島町、漆垣内町、 大洞町、漆垣内町
令和8年 2月	20日	166	
令和8年 3月	20日	167	時間は毎回 10:00~16:00

2. その他

(2)移動スーパー運営事業補助金

移動スーパーの運営であって、始点から直線距離で5キロメートルを超える巡回先への移動費用又は自動車の維持管理事業です。

－始点－

移動スーパーで販売する食料品等を仕入れる主たる店舗とします。

ただし、当該店舗の所在地が高山地域の場合は高山市役所とし、当該店舗の所在地が高山地域でない場合であって複数の場合は事業者等の事業所となります。

－巡回先－

始点からの直線距離に応じて高山市の町名で区分します。

① 対象事業者(全てを満たす必要があります)

ア 始点から直線距離で5キロメートルを超える地区に週1回以上定期的に移動スーパーを運行する法人又は個人事業主

イ 食品衛生法その他の関係法令を遵守する者

ウ 市税の滞納がない者

エ 高山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

オ 自動車の維持管理に係る費用の補助については、年度のうちに6月以上運行する者

②交付の条件

高山市高齢者等見守りネットワーク事業の協力事業者に登録してください。

ただし、市内に事業所がない移動スーパー運営事業補助事業者にあつては、高齢者の見守りに協力してください。

③補助事業の対象経費と補助金額

事業区分		補助対象経費	補助金額
1)	移動費用	移動に係る費用のうち、次に掲げる費用 (1) 自動車燃料費 (2) 人件費	次に掲げる始点から巡回先までの直線距離による単価に移動スーパーの運行日数を乗じた額以内の額とします。 (1) 5キロメートル超10キロメートル以下 1,000円 (2) 10キロメートル超15キロメートル以下 2,000円 (3) 15キロメートル超20キロメートル以下 3,000円 (4) 20キロメートル超25キロメートル以下 4,000円 (5) 25キロメートル超 5,000円
2)	自動車の維持管理	移動スーパーの実施に必要な自動車の維持管理に係る費用のうち、次に掲げる費用 (1) 任意保険料 (2) 自動車検査に係る費用。 ただし、法定費用(自動車重量税、自賠責保険料、登録・検査手数料等)を除きます。 (3) 自動車修繕料(移動スーパーの実施に必要なものに限る。) (4) その他自動車の維持管理に必要な経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、20万円を限度とします。 ただし、高山市外の運行日数が5割以上の自動車は10万円を限度とします。

注1) 高山市役所を始点とする移動費用にかかる補助単価は次ページを参照ください。
なお、1日の巡回先のうち最も遠い地区が該当する区分が日額の補助単価となります。
※1,000円/日と2,000円/日に該当する地区を複数巡回されている場合の補助単価は、2,000円/日となります。

注2) 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

注3) 自動車の維持管理については、他の補助金の交付を受ける場合の補助対象経費は、この補助金の補助対象経費にはできません。

移動費用の補助単価(日額) ※1日の巡回先のうち最も遠い地区が該当する区分が日額補助単価
 始点:高山市役所[高山市花岡町2-18] (高山地域以外が始点となる場合はお問い合わせください)

	5km以下 補助対象外 右記以外	5km超10km以下 1,000円/日	10km超15km以下 2,000円/日	15km超20km以下 3,000円/日	20km超25km以下 4,000円/日	25km超 5,000円/日
高山		大島町 塩屋町 岩井町 滝町	-	-	-	-
丹生川	丹生川町新張	丹生川町大萱 丹生川町大谷 丹生川町大沼 丹生川町柏原 丹生川町北方 丹生川町桐山 丹生川町三之瀬 丹生川町下保 丹生川町坊方 丹生川町法力 丹生川町細越 丹生川町町方 丹生川町森部 丹生川町山口	丹生川町高谷 丹生川町板殿 丹生川町瓜田 丹生川町折敷地 丹生川町小野 丹生川町根方 丹生川町白井 丹生川町日影	丹生川町岩井谷 丹生川町塩屋 丹生川町曾手 丹生川町駄吉 丹生川町旗鉾 丹生川町日面	丹生川町池之俣 丹生川町久手	-
清見	-	清見町宿寄 清見町藤瀬 清見町牧ヶ洞 清見町三日町	清見町坂下 清見町三ツ谷	清見町栗野俣 清見町池本 清見町江黒 清見町大谷 清見町上小鳥 清見町夏庭 清見町一本木	清見町櫛谷 清見町森茂	清見町大原
荘川	-	-	-	-	荘川町六観	荘川町赤谷 荘川町新洲 荘川町一色 荘川町岩瀬 荘川町牛丸 荘川町尾上郷 荘川町海上 荘川町黒谷 荘川町猿丸 荘川町三谷 荘川町惣則 荘川町寺河戸 荘川町中野 荘川町中畑 荘川町野々俣 荘川町牧戸 荘川町町屋 荘川町三尾河
一之宮 久々野	-	一之宮町 久々野町大西 久々野町小屋名 久々野町辻 久々野町柳島 久々野町山梨	久々野町有道 久々野町久々野 久々野町久須母 久々野町小坊 久々野町木越洞 久々野町引下 久々野町無数河	久々野町阿多船 久々野町長淀 久々野町清	-	-
朝日	-	朝日町小瀬 朝日町小谷 朝日町見座	朝日町青屋 朝日町上ヶ見 朝日町浅井 朝日町大廣 朝日町甲 朝日町黒川 朝日町立岩 朝日町寺澤 朝日町万石	朝日町一之宿 朝日町黍生谷 朝日町小瀬ヶ洞 朝日町寺附 朝日町西洞(スズラン高原) 朝日町宮之前	朝日町胡桃島 朝日町桑之島	-
高根	-	-	-	高根町中洞	高根町池ヶ洞 高根町猪之鼻 高根町大古井 高根町上ヶ洞 高根町黍生 高根町下之向 高根町中之宿 高根町日影	高根町阿多野郷 高根町小日和田 高根町留之原 高根町野麦 高根町日和田
国府	国府町三川	国府町今 国府町宇津江 国府町瓜栗 国府町漆垣内 国府町金桶 国府町上広瀬 国府町木曾垣内 国府町桐谷 国府町鶴巣 国府町名張 国府町西門前 国府町糠塚 国府町半田 国府町東門前 国府町広瀬町(桜野) 国府町三日町 国府町養輪 国府町宮地 国府町村山 国府町八日町	国府町山本	-	-	-
上宝	-	-	上宝町荒原	上宝町新田 上宝町岩井戸 上宝町蔵柱 上宝町在家 上宝町鼻餅 上宝町本郷 上宝町見座 上宝町宮原 上宝町吉野	上宝町芋生茂 上宝町金木戸 上宝町葛山 上宝町下佐谷 上宝町双六 上宝町中山 上宝町長倉	-
奥飛騨温泉郷	-	-	-	-	奥飛騨温泉郷赤桶 奥飛騨温泉郷笹嶋 奥飛騨温泉郷田頃家 奥飛騨温泉郷夢之俣	奥飛騨温泉郷今見 奥飛騨温泉郷拍当 奥飛騨温泉郷神坂(新徳高) 奥飛騨温泉郷垢尾 奥飛騨温泉郷中尾 奥飛騨温泉郷一重ヶ根 奥飛騨温泉郷平湯 奥飛騨温泉郷福地 奥飛騨温泉郷村上

④交付申請などの手続き

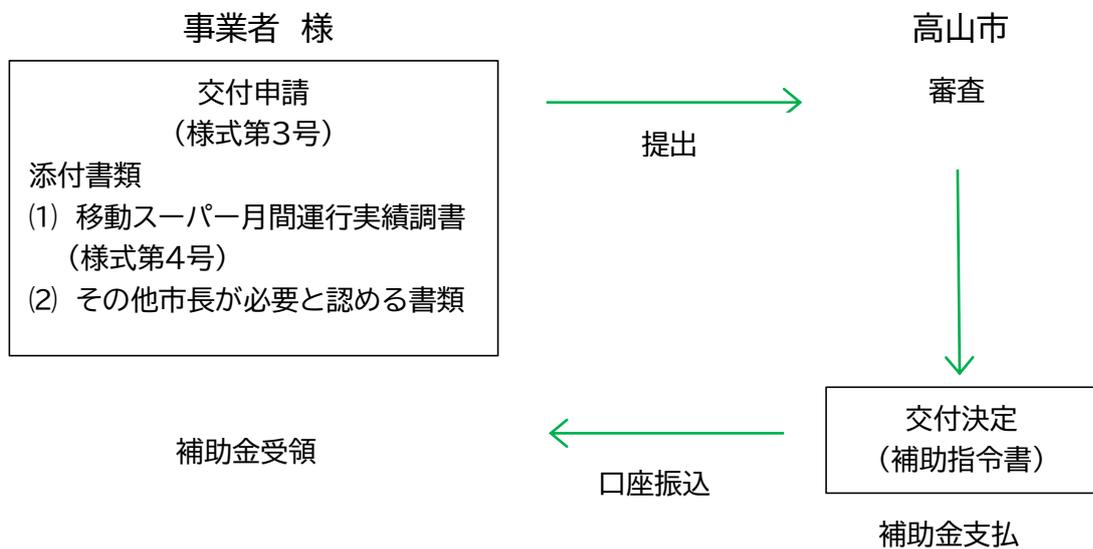
- 毎年4月末までに事業計画書の提出をお願いします(新規運行の場合は開始後1ヶ月以内)



1)移動費用

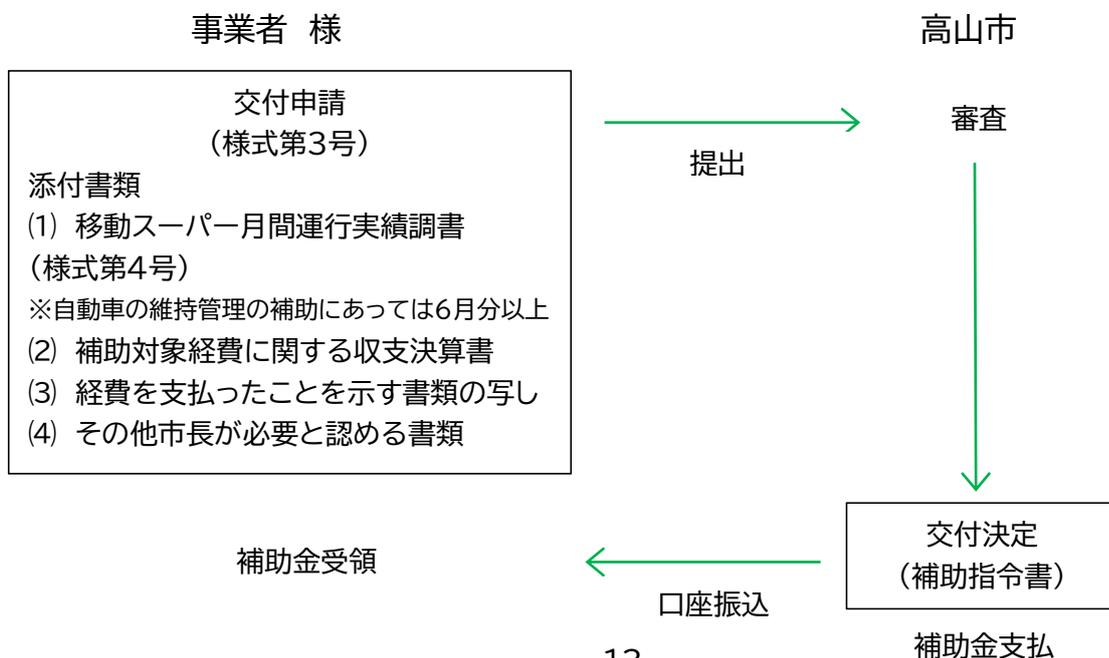
- 事業実施後に月単位で申請してください

※申請頻度は1月分でも数か月分でも結構ですが、長くても6ヶ月分で申請をお願いします



2)自動車の維持管理

- 年間(4月から3月)の費用支払後に申請してください



⑤書類の記載例等

事業計画書の記載例

別記様式第1号（第5条関係）

令和6年4月26日

（あて先）高山市長

所在地 高山市〇〇町2丁目18番地
 事業者名 移動スーパー たかやま
 代表者名 高山 広市

高山市地域買い物支援事業補助金事業計画書（移動スーパー運営事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。
 記

1. 事業者の概要

移動スーパーの商号		移動スーパー たかやま1号
事業開始年月日		令和4年11月1日
従事者数		2人
仕入先店舗	店舗名	高山市公設卸売市場／市内スーパー
	所在地	高山市問屋町6番地／高山市内
事業に供する自動車	車種	スズキ キャリイトラック
	年式	令和4年10月
	登録番号	飛騨 300 あ 12-34
連絡先	担当者名	高山 広市
	電話番号	090-1234-1234

2. 事業の概要

- (1) 実施期間 4 月 から 3 月まで
 (2) 販売する食料品等の内容 食肉、魚介類、野菜、果実、飲料、日常生活用品等約300点
 (3) 運行内容

曜日	運行時間	巡回先（地区名）	巡回箇所数
月	10:00~16:00	一之宮町 久々野町山梨、大西、小屋名、柳島、久須母	35件
火	10:00~16:00	丹生川町下保、細越、桐山、大萱	30件
水	10:00~16:00	新宮町、八日町、下之切町、下林町、山田町、赤保木町、下岡本町、上岡本町	45件
木	10:00~16:00	高根町中洞、中之宿、下之向、大古井、上ヶ洞	20件
金	10:00~16:00	岩井町、滝町、塩屋町、大島町、漆垣内町、大洞町、漆垣内町	35件

別記様式第3号（第6条関係）

令和6年7月3日

（あて先）高山市長

所在地 高山市〇〇町2丁目18番地
事業者名 移動スーパー たかやま
代表者名 高山 広市

高山市地域買い物支援事業補助金交付申請書（移動スーパー運営事業補助金）

高山市地域買い物支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。
申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、この申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 交付申請額 金 102,000 円
- 2 事業区分 移動費用の補助（4月～6月分） 102,000 円
自動車の維持管理の補助 円
- 3 添付書類
 - (1) 移動スーパー月間運行実績調書（別記様式第4号。自動車の維持管理の補助にあつては6月分以上）
 - (2) 補助対象経費に関する収支決算書（自動車の維持管理の補助のみ）
 - (3) 経費を支払ったことを示す書類の写し（自動車の維持管理の補助のみ）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

移動スーパー月間運行実績調書
（令和6年4月分）

1. 事業者名（移動スーパーの称号） **移動スーパー たかやま**
（移動スーパー たかやま1号）

2. 月間走行距離 **1,234.5km**

3. 日別実績

日	曜日	巡回先 (最も遠い地区)	単価(円)	日	曜日	巡回先 (最も遠い地区)	単価(円)
1	月	久々野町久須母	2,000	17	水	八日町	0
2	火	丹生川町大萱	1,000	18	木	高根町上ヶ洞	4,000
3	水	八日町	0	19	金	岩井町	1,000
4	木	高根町上ヶ洞	4,000	20	土	-	-
5	金	岩井町	1,000	21	日	-	-
6	土	-	-	22	月	久々野町柳島	1,000
7	日	-	-	23	火	丹生川町大萱	1,000
8	月	久々野町久須母	2,000	24	水	八日町	0
9	火	丹生川町大萱	1,000	25	木	高根町上ヶ洞	4,000
10	水	八日町	0	26	金	岩井町	1,000
11	木	高根町上ヶ洞	4,000	27	土	-	-
12	金	岩井町	1,000	28	日	-	-
13	土	-	-	29	月	久々野町久須母	2,000
14	日	-	-	30	火	丹生川町大萱	1,000
15	月	久々野町久須母	2,000	31	-	-	-
16	火	丹生川町大萱	1,000	計			34,000円

4. 連絡先 担当者名 **高山 広市**
電話番号 **090-1234-1234**

収支決算書(様式任意)の作成例

収支決算書

(収入)

費 目	金額 (円)	内訳
市補助金	182,000	
自己資金	244,000	
他の補助金・助成金	0	
その他	0	
合計	426,000	

(支出)

費 目	金額 (円)	内訳
任意保険料	200,000	
自動車検査費用(法定費用除く)	90,000	
自動車検査費用(法定費用)	61,000	補助対象外
自動車修繕料	75,000	エンジン修繕
合計	426,000	内補助対象経費365,000円

※市補助金の額は補助対象経費の1/2以内としてください(千円未満は切捨)。

※経費を支払ったことを示す書類(領収書など)の写しを添付してください。

(3)共通

請求書(様式任意)の作成例

令和6年 月 日

(あて先) 高山市長

所在地 高山市〇〇町2丁目18番地
請求者 事業者名 移動スーパー たかやま
代表者名 高山 広市

高山市地域買い物支援事業補助金交付請求書

請求額 102,000 円

内訳

- 自動車調達事業 円
移動スーパー運営事業 移動費用の補助(4月~6月分) 102,000円
自動車の維持管理の補助 円

振込先

金融機関名	〇〇〇〇 銀行・ 金庫 農協・組合
	本店 ・ 〇〇 支店
預金種目	普通
口座番号	1234567
フリガナ	イドウスーパー タカヤマ
口座名義	移動スーパー たかやま

※初回と変更時のみ口座名義が確認できる通帳のコピーを添付願います

見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書の記載例

別記様式第2号（第6条関係）

令和6年〇月〇日

（あて先）高山市長

事業者名 移動スーパー たかやま

代表者名 高山 広市

高山市高齢者等見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書

高山市高齢者等見守りネットワーク事業の趣旨を理解し、協力事業者として事業に協力することに同意するので、高山市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、実施要綱第8条第1項に規定する個人情報の取扱いについて遵守します。

記

フリガナ	イドウスーパー タカヤマ
事業者名称	移動スーパー たかやま
代表者の職・氏名	代表 高山 広市
事務所の所在地	〒506-0009 高山市〇〇町2丁目18番地
備考（いずれかに○を付けて下さい。）	
1. ホームページ等で事業者名の公表を（ <input checked="" type="checkbox"/> 希望する ・ 希望しない ）	
2. 協力事業者ステッカーの配布を（ <input checked="" type="checkbox"/> 希望する ・ 希望しない ） 2枚	

連絡担当者等

担当部署	—	役職・氏名	代表 高山 広市
電話	090-1234-1234	F A X	0577-12-3456
メール	idousu-pa-takayama@〇〇〇.〇〇.〇〇		

個人情報の取扱い（高山市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱第8条第1項）

地域団体等の構成員及び協力事業者の従業員等は、見守り事業を実施する上で知り得た個人情報について、見守り事業の目的を超えた利用及び提供を行ってはならない。地域団体等の構成員及び協力事業者の従業員等でなくなった後も同様とする。

受付印	受付者	受付番号

その他

●検査

市から当該事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員を派遣して検査する場合があります。

●補助金交付決定の取消し及び補助金の返還

次のいずれかに該当すると市が認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- (1) この要綱に規定する内容に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

市は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、高山市地域買い物支援事業補助金返還命令書により補助金の全額又は一部の返還を命ずることができます。

●書類、帳簿等の保存期間

補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存をお願いします。